

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第7条第1項」を「、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に、「給与の」を「給与等の」に改める。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(任期を定めた採用)」を付し、同条の次に次の3条を加える。

第2条の2 任命権者は、職員等を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員等を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員等以外の職員等を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員等を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員等を任期を定めて採用することができる。

第2条の3 任命権者は、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員等(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員等により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員等が次に掲げる承認(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員(以下「企業職員」という。))及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(以下これらを「企業職員等」という。))にあっては、当該承認に相当する承認)を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員等の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

(2) 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和26年12月県条例第64号。以下「職員休日休暇条例」という。)第9条の2第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。)第16条の2第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。)第2条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第2条の4 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第2条の2第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条各項又は前条各項の規定により任期を定めて採用された職員等又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第2条の2各項又は前条各項の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

第3条中「前条各項」を「第2条各項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、第2条の2各項又は第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された職員等又は短時間勤務職員の任期が3年（前条に規定する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員等又は短時間勤務職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

第4条第1項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）」を「企業職員」に改める。

第7条を第12条とし、第6条の次に次の5条を加える。

第7条 第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第9条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第2条第2項又は任期付職員条例第11条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第4項並びに第6条第2項及び第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする

第12条の6第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	任期付職員条例第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された職員等（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第13条の7第1項、第13条の8第1項並びに第15条第2項及び第3項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第15条第3項及び第16条第3項第1号ただし書	職員勤務時間条例	任期付職員条例第9条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例
	県立学校職員勤務時間等条例	任期付職員条例第11条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例
第23条の2（見出しを含む。）	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2	第9条の2
	第13条の2	第12条の7、第13条の2
	並びに	及び

第8条 第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された企業職員に対する企業局給与条例第18条の2及び病院事業局給与条例第23条の規定の適用については、これらの規定中「育児休業法第18条第1項の規定により」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3各項の規定により任期を定めて」とする。

（任期付短時間勤務職員に対する職員の勤務時間に関する条例の特例）

第9条 任期付短時間勤務職員に対する職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2項	法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」
--------	--	---

	15時間30分から31時間まで	31時間まで
第2条第4項及び第5項並びに第5条	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

(任期付短時間勤務職員に対する職員休日休暇条例の特例)

第10条 任期付短時間勤務職員に対する職員休日休暇条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員休日休暇条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項第1号	地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」
第10条	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

(任期付短時間勤務職員に対する県立学校職員勤務時間等条例の特例)

第11条 任期付短時間勤務職員に対する県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された学校職員（以下「任期付短時間勤務職員」
	15時間30分から31時間まで	31時間まで

第4条第1項及び第2項、第9条第1項第1号並びに第17条	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
------------------------------	---------------	------------

(山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号)第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された職員等

第20条中「(平成16年3月県条例第6号)」を削る。

第27条の表中

第23条の2(見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
-----------------	---------------	------------

を

第23条の2(見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2	第9条の2
	第13条の2	第12条の7、第13条の2
	並びに	及び

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事させることが必要である場合等に職員等を任期を定めて採用することができるようにする等のため提案するものである。

議第126号

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第15項事務の欄第7号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同欄第8号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同欄第9号中「第18条第24項第2号」を「第18条第38項第2号」に改める。

(山形県手数料条例の一部改正)

第2条 山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第351号の2中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同項第352号及び第352号の2中「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「同条第16項」を「同条第20項」に改め、同項第353号及び第354号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第354号の2中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第355号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同項第384号の4口中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改め、同号ハ中「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同項第423号の14の表の付表第1中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。